

イ 監査の結果

スポーツ施設の改修計画の策定状況について担当者にヒアリングを実施したところ、長寿命化計画（個別施設設計画）の対象となる施設の区分に該当するカヌー・スラロームセンターについては、現在、個別施設計画を策定中とのことであった。

また、長寿命化計画（個別施設設計画）の対象外となる施設の区分に該当する施設のうち、東京都ペラスボーツトレーニングセンターについては、東京スタジアムと併せて修繕計画が策定されるものであり、夢の島公園アーチェリー場は、付帯施設であるため長期修繕計画が必要とされるような施設ではないとのことであった。また、有明アーバンスポーツパークについては、アーバンスポーツ施設（スケートボード、スポーツクライミング（ボルダリング）、3x3バスケットボール施設）が対象となるが、令和5年6月30日に有明アーバンスポーツパーク整備運営事業の契約を締結し、PF1事業期間中は事業者修繕となるため、現時点において、都としては長期修繕計画を策定していないとのことであった。

一方、若洲海浜公園ヨット訓練所は、第一艇庫棟（建築、電気設備、機械設備）については長期修繕計画が策定されているが、第二艇庫棟（建築、電気設備、機械設備）については長期修繕計画が策定されていなかった。今後、施設の経年劣化対応及びアクセシビリティ対応のため既存建物の改修が検討されており、当該工事完了後に長期修繕計画を策定することであった。

（意見5-10）若洲海浜公園ヨット訓練所の長期修繕計画の策定について
若洲海浜公園ヨット訓練所の第二艇庫棟（建築、電気設備、機械設備）は、長期修繕計画が策定されていなかった。しかし、今後、施設の経年劣化対応及びアクセシビリティ対応のため予定している既存建物の改修後に長期修繕計画を策定するとのことであるので、工程表等により実施計画を明確にすることを検討されたい。

（5）スポーツ施設の指定管理

ア 概要

平成15年の地方自治法改正によって導入された指定管理者制度により、公の施設である体育施設の管理を民間の団体にも行わせることができるようになり、都のスポーツ施設については、現在、以下の施設に指定管理者制度を導入している。

東京体育館	夢の島公園アーチェリー場
駒沢オリンピック公園総合運動場	カヌー・スラロームセンター
東京武道館	大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場
有明テニスの森公園テニス施設	東京アクアティクスセンター
若洲海浜公園ヨット訓練所	東京都ペラスボーツトレーニングセンター
武蔵野の森総合スポーツプラザ	東京都障害者総合スポーツセンター
海の森水上競技場	東京都多摩障害者スポーツセンター

直近では、令和6年度に東京辰巳アイスアリーナ、令和4年度にそれ以外の施設の指定管理者を公募しており、選定委員会の審査を経て、指定管理者が決定、公表されている。

指定管理者の決定後は、都と指定管理者が事業開始に当たって協定を締結し、業務の内容や指定管理料の額など、管理運営に関する詳細な事項を確定する。協定は、指定期間を通じた事項を定める基本協定と、各年度の管理運営に関する事項を定める年度協定の2種類がある。

また、指定管理者は、応募時に提出した事業計画を踏まえ、年度ごとに実施する具体的な業務の内容やスケジュールなどを記載した年度計画を、当該事業年度開始前に作成し、都に提出している。

業務の運営に当たって、都は、指定管理者に対して施設管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることで行わてくれる。指定管理者の報告は、履行確認書を毎月又は四半期ごとに都に提出するとともに、年度終了後には、事業報告書と財務諸表を都に提出することで行われている。また、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるため、所管局は各指定管理者に対して実地調査を行っている。

月次報告書では、施設別利用状況報告が提出される。四半期報告書では、報告書概要（各項目の結果分析、今後の取り組み又は改善策）、四半期別収支計画・実績報告、年間業務実施計画・報告、施設別利用状況報告、苦情等の状況報告、スポーツ振興事業四半期毎実施計画・実績報告、スポーツの日記念事業四半期毎実施計画・実績報告、自主事業四半期毎実施計画・実績報告、周辺連携事業四半期毎実施計画・実績報告、提案事項等への実施状況報告、工事・修繕等実績報告、

エネルギー使用量・使用料金実績等報告が提出される。事業報告書では、四半期報告書の内容に加えて、利用者サービス事業実施計画・実績報告が提出される。

指定管理者の管理運営状況については、都と指定管理者が協定で合意した管理業務の実施及び安全管理、関係法令の遵守、個人情報保護といった指定管理者が守るべき事項、サービス実施状況や利用者満足度等を確認の上で評価が行われる。当該評価は、一次評価及び二次評価を経た上で、総合評価により確定している。

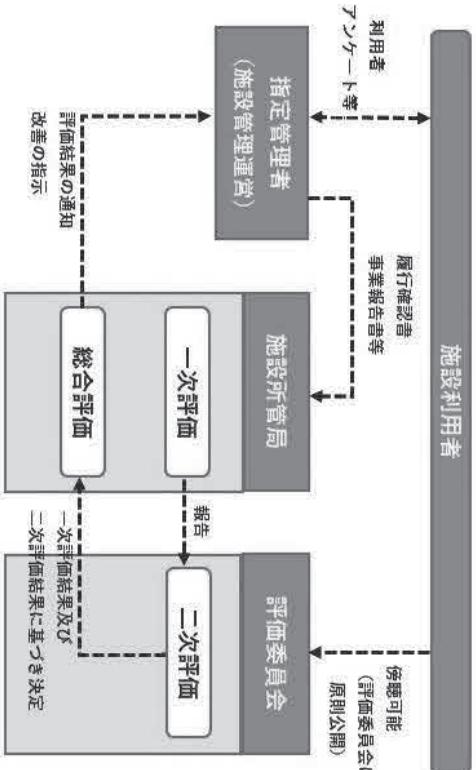
一次評価者は局が各確認項目について「水準を上回る」、「水準どおり」、「水準を下回る」の3段階で評価した上で、各確認項目の評価の得点の合計点に基づき、「S」、「A」、「B」、「C」の4段階で評価を行う。

その後、指定管理者の管理運営状況を外部の視点を活用して客観的・専門的に評価するため、局は評価委員会を設置し二次評価を行っている。評価委員会は、各種資料を基に一次評価の内容について検証し、管理運営状況、事業効果その他について客観的・専門的な評価を行い、「S」、「A」、「B」、「C」の4段階で評価を行う。

最終的に、所管局は、一次評価結果及び二次評価結果に基づき、総合評価を決定している。

これら評価の仕組みは、以下のとおりである。

図B-5-2 指定管理者の管理運営状況評価



都ホームページより監査人抜粋

イ 監査の結果

(ア) 指定管理施設の提案課題のモニタリング

指定管理者の公募において、応募者は施設ごとに定められた提案課題に基づいて事業計画書を作成して5年間の事業の提案を行い、都の選定委員会の審査を経て、指定管理者が選定される。指定管理者は、応募時に作成した事業計画書の提案内容に基づいて、年度ごとに事業計画書を作成し、都に提出の上、業務を実施している。また、指定管理者の管理運営状況評価は、指定管理者が提出した各年度の事業計画書と実績の記載がされた事業報告書等を踏まえて実施されている。

ここで、武蔵野の森総合スポーツプラザの提案課題が記載された事業計画書においては、「プールスタッフが初級障がい者スポーツ指導員の資格を取得する」と記載されているが、各年度に作成される事業計画書及び事業報告書を閲覧したところ、提案内容が実施されていることを確認することができなかった。なお、別途担当者にヒアリングを実施したところ、年度の事業計画書への記載内容は、提案課題が記載された事業計画書を念頭に都と指定管理者とで調整するものであり、また、当該事項については、実地調査の際に確認したとのことであった。

(意見5-1-1) 指定管理施設における提案課題の実施状況の確認について
都では、指定管理者の選定に当たり、提案課題が記載された事業計画書の提案内容等を審査して選定を行っている。そのため、応募の際の提案内容が実施されているか確認する必要がある。

しかし、武蔵野の森総合スポーツプラザの提案課題が記載された事業計画書においては、「プールスタッフが初級障がい者スポーツ指導員の資格を取得する」と記載されているが、各年度に作成される事業計画書及び事業報告書を閲覧したところ、提案内容が実施されていることを確認することができなかった。そこで担当者にヒアリングを実施したところ、年度の事業計画書への記載内容は、提案課題が記載された事業計画書を念頭に都と指定管理者とで調整するものであり、また、当該事項については、実地調査の際に確認したとのことであった。指定管理者が応募時に作成した事業計画書には多くの提案項目が記載されているが、提案項目の実施状況をモニタリングできるようにするため、提案事項については年間の事業計画書に適切に記載し実績を報告するよう、指定管理者と調整されたい。

(イ) 事業報告書の結果分析

指定管理者から都へ提出される事業報告書の報告書概要(別記第10号様式)では、收支実績、施設利用状況、事業実施状況及び施設維持管理状況について、結果分析と今後の取組又は改善策について報告される。結果分析の項目では、收

支実績、施設利用状況、事業実施状況、施設維持管理状況について指定管理者が自身の分析を記載しており、結果分析の收支実績の項目では、予算と実績の差異分析が記載される。

しかし、一部において、人件費について「給与規程等に基づき、適切に執行した。」との記載のみで計画額と実績額の分析がされていない、人件費について計画額と実績額の差額が30百万円以上あるにもかかわらず「おおむね予定とおりの支出で収まった。」とされている、管理運営費について計画額と実績額の差額が60百万円以上あるにもかかわらず「おおむね予定とおりの支出で収まった。」とされているなど、分析が記載されていなかつた。

(意見5-1-2) 事業報告書の記載について

指定管理者から都へ提出される事業報告書の報告書概要（別記第10号様式）には、予算と実績の差異に関する指定管理者自身の分析を記載する項目として、「収支実績」欄が設けられている。

しかし、一部において、人件費について「給与規程等に基づき、適切に執行した。」との記載のみで計画額と実績額の分析がされていない、人件費について計画額と実績額の差額が30百万円以上あるにもかかわらず「おおむね予定とおりの支出で収まった。」とされている、管理運営費について計画額と実績額の差額が60百万円以上あるにもかかわらず「おおむね予定とおりの支出で収まった。」とされているなど、分析が記載されていなかつた。

事業報告書の報告書概要における「収支実績」欄について、指定管理者が予算と実績に関する差異分析を行った結果を記載するよう指導の上、モニタリングを実施することを検討されたい。

(ウ) 管理運営状況評価結果の事業報告書への反映

指定管理者の管理運営状況評価においては、各施設の総合評価のほかに、特記事項として「特に評価すべき点」、「改善が望まれる点」、「今後取り組むべき点」が記載される。毎年9月の管理運営状況評価結果の公表を受け、「改善が望まれる点」及び「今後取り組むべき点」については、その後の四半期報告書において、「改善が望まれる点」及び「今後取り組むべき点」の内容と取組状況、今後の取組又は改善策を記載していく運用となっている。

しかし、以下の施設については、令和5年度の管理運営状況評価において指摘された「改善が望まれる点」及び「今後取り組むべき点」について、その後の四半期報告書では、エネルギー節約や利用促進など施設個別の課題など一部を除き記載がされていなかつた。なま、各担当者におけるモニタリングは実施されていた。

- ・有明テニスの森公園テニス施設
- ・若洲海浜公園ヨット訓練所

・海の森水上競技場

・夢の島公園アーチェリー場

・カヌー・スラロームセンター

・東京都パラスポーツトレーニングセンター

(意見5-1-3) 管理運営状況評価結果の事業報告書への反映について

指定管理者の管理運営状況評価において「改善が望まれる点」及び「今後取り組むべき点」に記載された内容について、その後の四半期報告書において、「改善が望まれる点」及び「今後取り組むべき点」の内容と取組状況、今後の取組又は改善策を記載していく運用となっている。

しかし、以下の施設については、令和5年度の管理運営状況評価の結果が、直後の四半期報告書では、エネルギー節約や利用促進など施設個別の課題などの一部を除き、「改善が望まれる点」及び「今後取り組むべき点」の内容、取組状況、今後の取組又は改善策が記載されていなかつた。

- ・有明テニスの森公園テニス施設

・若洲海浜公園ヨット訓練所

・海の森水上競技場

・夢の島公園アーチェリー場

・カヌー・スラロームセンター

・東京都パラスポーツトレーニングセンター

管理運営状況評価において「改善が望まれる点」及び「今後取り組むべき点」とされた事項については、その後の四半期報告書において取組状況、今後の取組又は改善策を記載するよう指導・管理されたい。

(6) 補助金

ア 概要

(ア) スポーツ総合推進部の有する補助事業の概要

スポーツ総合推進部で実施している補助金とその目的は以下のとおりである。

- a スポーツ空間ベージョンアップ補助金

誰もが身近な場所で安全に多様なスポーツを楽しめる空間を整備し、都民の日常にスポーツが溶け込んでいる「スポーツフィールド・東京」と、スポーツを通じた共生社会の実現を目指すため、区市町村が地域のニーズ等に応じて行うスポーツ空間のベージョンアップに係る取組を支援することを目的とする。

b 区市町村スポーツ実施促進事業費補助金
区市町村が「スポーツフィールド・東京」実現に向けた区市町村支援事業実施要綱に基づき、地域の実情に応じて主体的に実施する事業に要する経費の一部について、都が補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

c 公益財団法人東京都体育協会(※)に対する補助金
東京都におけるスポーツの普及とその健全な発展を図るために、公益財団法人東京都体育協会が行う事業に対して補助金を交付する。

※ 令和6年4月より「公益財団法人東京都スポーツ協会」に改称

d 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業(地域スポーツ振興事業)に係る運営費補助金
地域スポーツの振興を通じ、都民の生涯にわたるスポーツの普及振興を図り、文化的生活の向上に寄与することを目的に補助金を交付する。

e 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業(参加型スポーツイベントの開催によるスポーツ振興事業)に係る運営費補助金
誰でも気軽に参加できる参加型スポーツイベントの開催により、スポーツの場を東京の至る所に拡げることを目的に補助金を交付する。

f 地域スポーツクラブ支援事業等に係る補助金
公益財団法人が行う、都内地域スポーツクラブへの各種支援事業及び「公益財団法人東京都体育協会総合型地域スポーツクラブ東京都協議会」諸規程に基づく「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の実施に対して補助金を交付する。

g 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会に対する補助金
都における障害のある人の心身の健康の保持増進と自立、社会参加の促進を図るため、パラスポーツの奨励振興を行う事業に申し補助金を交付する。

h デフスポーツ競技団体都内活動促進支援事業費補助金
公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会に加盟しているデフスポーツ中央競技団体が都内で行う事業に要する経費の一部を補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

また、各補助金の令和5年度の当初予算額、執行額、執行率は以下のとおりである。

表B-5-8 令和5年度の補助金の当初予算額、執行額、執行率一覧

(単位:千円)

No	補助金名称	当初予算額	執行額	執行率
1	スポーツ空間バージョンアップ補助金	401,000	269,681	67.3%
2	区市町村スポーツ実施促進事業費補助金	347,000	178,228	51.4%
3	公益財団法人東京都体育協会に対する補助金	235,436	197,164	83.7%
4	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業(地域スポーツ振興事業)に係る運営費補助金	126,861	119,770	94.4%
5	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業(参加型スポーツイベントの開催によるスポーツ振興事業)に係る運営費補助金	148,817	125,935	84.6%
6	地域スポーツクラブ支援事業等に係る補助金	68,816	54,465	79.1%
7	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会に対する補助金	127,606	111,383	87.3%
8	デフスポーツ競技団体都内活動促進支援事業費補助金	40,000	23,198	58.0%

都提供資料より監査人作成

(イ) スポーツ総合推進部の有する補助事業に係る手続のデジタル化
都では、「東京デジタルファースト推進計画(第二期)」に基づいて行政手続のデジタル化を推進している。都では、行政手続のデジタル化の着実かつ計画的な推進のため、行政手続のデジタル化の進捗状況、今後のデジタル化の予定、QOS向上に向けた取組等について管理するために、棚卸調査を実施している。

スポーツ総合推進部において、棚卸調査の対象のうち令和5年度時点において、公印付の賞状の送付それ自身に価値があるものや申請者の私印が省略できない文書を除くと、対応が完了していない項目は、以下のとおりである。

- ・区市町村スポーツ実施促進事業費補助金
- ・公益財団法人東京都体育協会に対する補助金
- ・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団運営費補助金
- ・公益社団法人東京都障害者スポーツ協会に対する補助金

イ 監査の結果

(ア) 補助金の額の確定

東京都補助金等交付規則第16条において、都は「実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定」すると規定されている。

その補助金の額の確定について担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施したところ、以下の補助金については現地調査を行っていた。

- ・公益財団法人東京都体育協会に対する補助金

- ・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業(地域スポーツ振興事業)に係る運営費補助金

- ・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業(参加型スポーツイベント)の開催によるスポーツ振興事業に係る運営費補助金

- ・地域スポーツクラブ支援事業等に係る補助金

- ・公益社団法人東京都障害者スポーツ協会に対する補助金

その現地調査では、サンプル抽出した上で、請求書などの証憑の閲覧、職員が補助事業以外にも従事している場合の補助事業分の案分計算の正確性の確認、補助対象外経費が含まれていなかか支出内容の詳細の確認などを行っていることであった。

現地調査等の結果は、「共催分担金等に係る会計経理に関する監査(検査)報告書」等によりまとめられている。しかし、現地調査の実施内容の記載は、「6監査(検査)資料等」欄に「事業完了報告に係る以下の書類、補助金収支決算書、事業実施報告書。」と閲覧した主な書類の記載があるのみであった。

(イ) 補助金の当初予算額に対する執行率
補助金の当初予算額に対する執行率については、スポーツ空間バージョンアップ補助金(67.3%)、区市町村スポーツ実施促進事業費補助金(51.4%)、デフスポーツ競技団体都内活動促進支援事業費補助金(58.0%)の3つが低い状況であった。

各補助金について確認すると、スポーツ空間バージョンアップ補助金(67.3%)と区市町村スポーツ実施促進事業費補助金(51.4%)については、前年度から執行率が大きく増加していた。また、デフスポーツ競技団体都内活動促進支援事業費補助金は令和5年度に新たに行われた補助金であった。

次年度の予算編成時において、補助対象先である区市町村への意向調査や補助限度額の見直しなども行われており、所要の対応が図られていた。

(ウ) 補助事業に係る手続のデジタル化
スポーツ総合推進部の有する補助事業に係る手続のデジタル化の状況について確認したところ、都から区市町村や団体への書類(交付決定通知、額確定通知など)の通知については、デジタル化が対応済であった。

一方で、区市町村や団体から都への書類(交付申請、実績報告など)の提出についてではデジタル化が未了であった。

そのため、以下の補助事業については、手続のデジタル化が完全には完了していない状況であった。

- ・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業(地域スポーツ振興事業)に係る運営費補助金
- ・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業(参加型スポーツイベント)の開催によるスポーツ振興事業に係る運営費補助金
- ・地域スポーツクラブ支援事業等に係る補助金

- ・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業(地域スポーツ振興事業)に係る運営費補助金

- ・公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業(参加型スポーツイベントの開催によるスポーツ振興事業)に係る運営費補助金
- ・公益社団法人東京都障害者スポーツ協会に対する補助金

今後の方針について担当者にヒアリングを実施したところ、全般的なデジタル化の状況等を踏まえ、現在は、電子署名を用いた申請書等の利用について検討しているとのことであり、東京デジタルファースト推進計画(第二期)の計画期間内に対応する予定であることであった。

(意見5-15) 補助事業に係る手続のデジタル化について

スポーツ総合推進部の有する補助事業に係る手続については、東京デジタルファースト推進計画(第一期)の計画期間において、都から区市町村や団体への書類の通知については、デジタル化が完了していた。

しかし、区市町村や団体から都への書類の提出についてはデジタル化が未完了であり、デジタル化が未完了の部分については、全般的なデジタル化の状況等を踏まえて課題整理を行っているとのことであった。したがって、東京デジタルファースト推進計画(第二期)の計画期間である令和8年度内を目指に、着実にデジタル化への対応を進められたい。

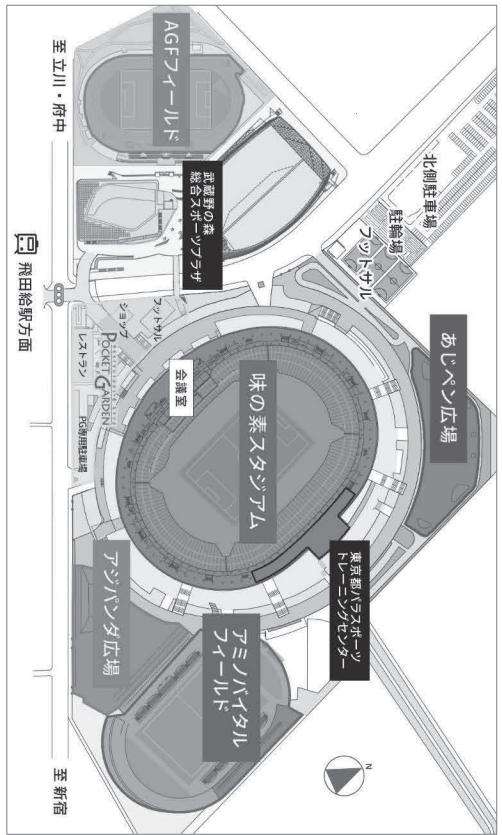
(7) 東京スタジアムの施設利用権

ア 概要

株式会社東京スタジアムは、三鷹、府中、調布の3市にまたがる調布基地跡地における「武蔵野の森総合スポーツ施設」の中心施設である総合陸上競技場の建設及び管理運営等を目的として設立された。その後、平成12年10月に「東京スタジアム」建設工事が竣工し、平成13年3月10日より開業している。事業としては、総合陸上競技場の建設及び管理運営、商業施設等の各種施設の運営及び管理、施設内広告スペースの販売、各種イベントの企画及び開催等を行っている。

施設の配置は、以下のとおりである。

図B-5-3 東京スタジアムの配置図



都提供資料より監査人抜粋

平成12年10月にメインスタジアムが竣工し、都は同年12月にメインスタジアム及び商業施設(ポケットガーデン)等を株式会社東京スタジアムから約307億円で買い取っている。その際、都は同社に対して44億円の施設利用権を設定し、買取価格から相殺した。株式会社東京スタジアムは、その施設を平成12年から45年間利用することになる。

また、都は、メインスタジアム(味の素スタジアム)、セカンドフィールド(アミナバイタルフィールド)、AGFフィールド、商業施設(ポケットガーデン、

ユーロスポーツ）、スポーツ施設（ミズノフットサルプラザ味の素スタジアム、ミズノフットサルプラザ調布、駒車場、北側広場（あじべん広場）、南側広場（アシパンダ広場）について株式会社東京スタジアムに貸付けを行っている。

イ 監査の結果

都は、株式会社東京スタジアムからメインスタジアム及び商業施設（ポケットガーデン）等を買い取り、同社に対し施設利用権を設定した後、主な追加整備として以下を行っている。

年度	内容	金額
平成 22 年度	国体を見据えた整備 フィールド陸上競技施設工事、ユニバーサルデザイン工事、太陽光発電屋根工事等	約 21.6 億円
平成 30 年度	ラグビーワールドカップを見据えた整備 アクセンビリティ改修工事、水廻り改修工事、ラグビー・ゴールポスト交換工事	約 15.8 億円
平成 31 年度	オリンピックを見据えた整備 車椅子席増設工事、サイン改修工事	約 7.6 億円

これらの追加整備に対して施設利用権の金額変更は行っていない。その理由について担当者にヒアリングを実施したところ、施設利用権の性格・金額の根拠については基本協定に明示されていないため、追加整備分を個別に反映することはしていないとのことであった。

施設利用権の性格や金額の根拠等の記録がなかったため、追加整備の際に施設利用権の増額をする必要があるのか、増額しなくてよいのかが不明確な状態である。

(意見 5-1-6) 東京スタジアムの施設利用権について

都は、平成 12 年に株式会社東京スタジアムが建設したメインスタジアム及び商業施設（ポケットガーデン）等を同社から買い取った。その際、都は同社に対して 44 億円の施設利用権を設定し、買取価格から相殺している。株式会社東京スタジアムは、その施設を平成 12 年から 45 年間利用することになる。施設利用権の設定後、都は追加整備を行っているが、施設利用権の増額は行っていない。しかし、施設利用権の性質や金額の根拠等の記録がないため、施設利用権の増額を行わなかつた根拠が不明確である。今後の追加整備に向け、施設利用権の性質を改めて確認の上、施設利用権の増額をする必要があるのかどうかについて整理をされたい。

(8) 一時滞在施設の備蓄品管理

ア 概要

都では、首都直下地震発生時ににおいて、駅周辺の滞留者等について帰宅が可能となるまでの間、待機する場所がないことを想定し、そのような帰宅困難者を一時的に受け入れる施設として一時滞在施設の指定を行っている。

表 B-5-9 一時滞在施設の概要

設置時期	発災から 72 時間程度まで
施設管理者	帰宅困難者等の受け入れ ・施設の安全確認後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。 ・水や食料などの支援物資を配布する。 ・トイレやごみ処理などの施設の衛生管理を行う。 ・周辺の被害状況や鉄道の運行状況などの情報収集及び施設滞在者へ情報提供を行う。
備蓄品	備蓄品は都総合防災部が用意する。 ・施設管理者は、備蓄品の保管場所を確保するとともに、備蓄品の適切な管理を行う。 〔都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル ver. 3.5 〕より監査人作成

イ 監査の結果

「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル ver. 3.5 〕によると、その一時滞在施設の施設管理者は、総務局総合防災部が配備した備蓄品の適切な管理を行う必要がある。特に、非常用発電機については、年に 1 回以上、試運転を行い、差災時に使用可能な状態を保つことが求められている。

一時滞在施設に指定されている東京都パラスポーツトレーニングセンターにおいて、備蓄品の管理状況を確認したところ、非常用発電機の使用方法を施設担当者が把握しておらず、当該発電機は令和 5 年 3 月に配備されてから令和 5 年度中に試運転が実施されていない状況であった。

(指摘 5-1) 非常用発電機の使用方法の把握について

東京都パラスポーツトレーニングセンターは、発災時に帰宅困難者を一時的に受け入れる一時滞在施設として都の指定を受けている。「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル ver. 3.5 〕によると、一時滞在施設には、受入予定の帰宅困難者の 3 日分の備蓄品が総務局総合防災部より配備され、施設管理者はその備品の適切な保管が求められている。特に、非常用発電機については、一年に 1 回以上、試運転を行い、差災時に使用可能な状態を保つことが求められている。

非常用発電機の使用方法について担当者にヒアリングを実施したところ、使用方法を把握していない施設担当者もあり、また、令和5年3月に配備されてから令和5年度中に試運転は実施されていないとのことであった。発災時に円滑に使用できるよう、非常用発電機の使用方法を改めて周知徹底するとともに、年に1回以上試運転を確実に行い、使用可能な状態に保たれていることを確認されたい。

(9) 公有財産台帳の管理

ア 概要

都の所有している財産は、公有財産、物品、債権、基金の4種類に分けられ、このうち公有財産は土地、建物をはじめ、工作物、船舶、航空機、地上権、特許権、株式、出資による権利、不動産の信託の受益権などの財産とされている。

公有財産の取得、管理及び処分に関しては東京都公有財産規則において規定されており、第17条において、局長等は、その所管に属する公有財産について、価格その他財務局長が別に定める事項を記録した公有財産台帳を整備し、変動のあった都度、補正しなければならないとされている。同規則において、公有財産台帳は、「財産情報システムに記録され、局長等の所管に属する公有財産の価格その他の財務局長が別に定める公有財産の管理、運用等に必要な事項の電磁的記録」と定義され、財産種類、台帳名稱、施設管理名称、数量、取得年月日などが登録されている。

また、東京都公有財産台帳等処理要綱において、公有財産台帳に記録する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかに財産情報システムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うこととされている。

イ 監査の結果

東京都公有財産規則第17条において、局長等は、その所管に属する公有財産について、価格その他財務局長が別に定める事項を記録した公有財産台帳を整備しなければならないとされているが、スポーツ施設についてその記録状況を確認したところ、東京辰巳国際水泳場昇降機棟やカヌー・スラロームセンター多目的棟など計7件について、施設管理名称が空欄であった。また、施設管理名称が旧調布飛行場用地、旧調布基地跡地整備開連事業用地、調布基地跡地整備開連事業用地となっているものが計5件あり現況を表す表示となっていました。

適切な財産管理の遂行のため、上記記録については是正されたい。また、公有財産台帳については、正確かつ漏れのない記録となるよう、公有財産台帳の管理办法について改めて局内及び部内に周知徹底をされたい。

図B-5-5 公有財産台帳（「施設管理名称」が空欄を抜粋）				
財産種名	台帳名稱	施設管理名稱	数量	単位
土地	旧調布基地跡地整備開連事業用地	旧調布基地跡地整備開連事業用地	29,264.34	m ²
土地	旧調布基地跡地整備開連事業用地	旧調布基地跡地整備開連事業用地	12,022.18	m ²
土地	旧調布飛行場用地	旧調布飛行場用地	3,825.24	m ²
土地	調布基地跡地整備開連事業用地	調布基地跡地整備開連事業用地	7,590.12	m ²
土地	調布基地跡地整備開連事業用地	調布基地跡地整備開連事業用地	10,887.15	m ²

都提供資料より監査人抜粋

また、以下のとおり、施設管理名稱が旧調布飛行場用地、旧調布基地跡地整備開連事業用地、調布基地跡地整備開連事業用地となっているものが計5件あり、現況を表す表示となっておらず、適時に補正がされていなかった。

都提供資料より監査人抜粋

(指摘5-2) 公有財産台帳の不備について

公有財産台帳の記録状況を確認したところ、東京辰巳国際水泳場昇降機棟やカヌー・スラロームセンター多目的棟など計7件について、施設管理名稱が空欄であった。また、施設管理名稱が旧調布飛行場用地、旧調布基地跡地整備開連事業用地、調布基地跡地整備開連事業用地となっているものが計5件あり現況を表す表示となっていました。

適切な財産管理の遂行のため、上記記録については是正されたい。また、公有財産台帳については、正確かつ漏れのない記録となるよう、公有財産台帳の管理办法について改めて局内及び部内に周知徹底をされたい。

第1 包括外部監査の概要**1 外部監査の種類**

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の経営管理について

3 監査対象年度

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4 監査対象団体

公益財団法人東京都歴史文化財団
公益財団法人東京都交響楽団
公益財団法人東京都つながり創生財団

5 外部監査の実施期間

令和6年6月27日から令和7年2月12日まで

6 包括外部監査人及び補助者**（1）包括外部監査人**

公認会計士 山下 康彦

（2）補助者

公認会計士 浜田 陽介	公認会計士 木子 裕美
公認会計士 屋島 伸彦	公認会計士 来栖 寛明
公認会計士 三枝 和臣	公認会計士 平野 清秀
公認会計士 遠部 佳孝	公認会計士 太田 雅紀
公認会計士 川越 靖彦	公認会計士 森田 省吾
公認会計士 吉田 岐介	公認会計士 菅田 裕之
公認会計士 土屋 紗喜子	公認会計士 高橋 瑞美
公認会計士 柏崎 あゆみ	その 他

7 特定の事件を選定した理由

生活文化スポーツ局の政策連携団体のうち、公益財団法人東京都歴史・文化財団は、局から1,629百万円（令和4年度）の運営費補助や多くの文化施設の指定管理料を受けつつ局と一体となって文化振興を行っており、公益財団法人東京都交響楽団は、局から1,023百万円（令和4年度）の運営費補助を受けつつ文化振興に重要な役割を果たしていることから、監査対象とすることが適当と考えた。

また、公益財団法人東京都つながり創生財団は、局から513百万円（令和4年度）の運営費補助を受けつつ局と一体となって多文化共生社会づくり等の推進を行っていることから、監査対象とすることが適当と考えた。

8 外部監査の方法

（1）基本的な視点

政策連携団体（公益財団法人東京都歴史・文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の経営管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成するために、法規等準拠性（合規性）の観点に加え、いわゆる3E（経済性、効率性及び有効性）の観点により監査を実施する。

法規等準拠性は、政策連携団体（公益財団法人東京都歴史・文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）が実施する各種事務・事業の手続が、各種規則や要綱等に沿って適切に行われているかという観点である。例えば、使用料等の徴収、減免及び債権管理を、法規等に準拠して実施しているかという観点である。法規等に準拠していない不適正な処理がなされている場合には、当該団体に改善策を提案する。

経済性、効率性とは、事務・事業の遂行に当たり、成果に対して最少の経費、労力で事業が執行されているかという観点となる。政策連携団体（公益財団法人東京都歴史・文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の各事業については、一定のコストでより大きな成果を上げているか、又は一定の成果に対してより少ないコストで達成しているかについて検討することとする。

有効性とは、事務・事業の成果が十分に発現されているかという観点となる。

政策連携団体（公益財団法人東京都歴史・文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）が行っている事業の中には、例えば、文化振興のように、成果そのものに、より焦点を当てるべきものもある。各団体が、これら事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来的な事業にフィードバックしているかといったPDCAサイクルの観点も重要なとなる。

（2）主な監査手続

ア ヒアリング

各種事業の内容等について、政策連携団体（公益財団法人東京都歴史・文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の各担当者に対して、事業運営全般の状況、業務内容等について、ヒアリングによって確認する。

イ 資料・文書の閲覧及び分析

アのヒアリングに関連する各種資料を閲覧する。

ウ 現場の観察、資産管理状況の確認

政策連携団体（公益財団法人東京都歴史・文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）を訪問し、当該団体が実施する事業の概要や課題などを把握した。その上で、出納及び財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約などの各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

エ 監査意見の取りまとめ

アからウまでの監査手続を実施することにより、経済性、効率性、有効性、さらには合規性の観点から、監査意見を取りまとめた。

なお、本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」とに分けて記載している。指摘は、法規の誤った適用や違反等に該当すると考えられるため、適正性や妥当性などの観点から、早期に是正すべきと認められる事項である。

また、意見は、事務事業の執行に関して、誤りではないが、地方自治法第2条第14項及び第15項に定められている経済性や効率性、有効性などの観点から、検討が必要と認められる事項である。つまり、住民の福祉の増進に寄与しているかといった観点、最少の経費で最大の効果を上げる努力をしているかといった観点、組織及び運営の合理化・適正化がなされているかといった観点及び規模の適正化が図っているかといった観点に関連して、改善が望まれる事項などに該当するものである。

オ 報告書の作成

本報告書では、監査対象とした団体ごとに区分の上、指摘及び意見を記載している。

公益財団法人東京都歴史・文化財団では、主に指定管理者としての対応や財団の事業について取り上げている。

公益財団法人東京都交響楽団では、主に演奏会事業や事務執行について取り上げている。

公益財団法人東京都つながり創生財団では、主に経営計画や事務執行について取り上げている。

なお、これ以降の本文中における各団体等の記載については、表題を除き、以下の略称を用いる。

正式名称	略称
公益財団法人東京都歴史文化財団	歴史文化財団
公益財団法人東京都交響楽団	都響
公益財団法人東京都つながり創生財団	つながり創生財団
東京文化戦略 2030～芸術文化で躍動する都市 東京を目指して～	東京文化戦略 2030

9 指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
政策連携団体（公益財団法人東京都歴史文化財団、公益財団法人東京都交響楽団及び公益財団法人東京都つながり創生財団）の経営管理について	6	16	22

表C-1-2 歴史文化財団の主な沿革

昭和57年度	財団法人東京都文化振興会設立
平成2年度	財団法人江戸東京歴史財団設立
平成7年度	両法人が統合し財団法人東京都歴史文化財団が発足
平成20年度	東京文化審信プロジェクトを開始
平成22年度	都の公益認定を得て公益財団法人へ移行
平成24年度	アーツカウンシル東京を設置

歴史文化財団提供資料より監査人作成

第2 監査対象の事業内容

I 公益財団法人東京都歴史文化財団

1 歴史文化財団の概要

歴史文化財団は、平成7年10月に財団法人東京都文化振興会と財団法人江戸で、平成22年4月には、公益法人制度改革に伴い財団法人から公益財団法人へ移行している。

歴史文化財団は、東京都における芸術文化の振興並びに都市の歴史及び文化の継承とその発展を図り、もって創造性に満ち、潤いのある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

表C-1-1 歴史文化財団の概要

設立	平成7年10月 財団法人東京都文化振興会と財団法人江戸東京歴史財団が統合して財団法人東京都歴史文化財団として発足
	平成22年4月 公益財団法人に移行
基本財産	1,551,498千円
出捐者	東京都 (200,000千円 12.9%)
理事長	日枝 久
役員・評議員	理事 10名、監事 2名、評議員 13名
職員数	473名 (常勤 430名、非常勤 43名、令和6年4月1日現在) (うち都部派遣職員 34名)

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に定める利害関係はない。

10 利害関係

歴史文化財団提供資料より監査人作成

2 歴史文化財団の事業

(1) 公益目的事業

ア 作品・資料の保存・活用、鑑賞機会の提供

本事業は、都の所有する美術館、博物館、劇場等において、都民に美術品や歴史遺産の鑑賞の機会や、音楽、演劇、歌劇、舞踊等の芸術文化の振興と、その国際交流促進の場の提供と共に、次世代への継承を図り、もって、東京の文化の層の振興と文化遺産の継承、発展に寄与する事業である。

(ア) 常設展示、建物公開

東京都江戸東京博物館は、令和4年4月から大規模改修工事に伴い休館中であるが、工事を計画どおり実施できるよう都と連携・協力するとともに、令和8年春のリニューアルオープンに向け、常設展示の準備を行っている。

江戸東京たてもの園では、現地保存が不可能な文化的・歴史的価値の高い建造物30棟を移築し、復元・保存・展示し、広く都民に公開するとともに、園の特色に合わせた展覧会を開催している。

東京都美術館では、都が所蔵する美術コレクションを中心に展示している。東京都庭園美術館では、朝香宮邸として建てられた建物の歴史と様式を紹介する展覧会を開催している。また、四季の変化に応じた庭園の樹木等の管理・育成を行い、庭園を公開している。

東京都写真美術館では、37,000点以上の収蔵作品からテーマに即し選定した作品を公開している。また、ホールにて芸術性の高い上質な映画作品の上映等を実施している。

東京都現代美術館では、5,800点以上の収蔵作品からテーマに即した収蔵品を紹介する「MOTコレクション」を開催している。

(イ) 特別企画展示

各館で独自の企画や新聞社等との共催等による展覧会を実施している。

東京都江戸東京博物館は、令和4年4月から大規模改修工事に伴い休館中であるが、国際交流事業を実施のほか、令和8年春のリニューアルオープンに向け、特別企画展示の準備を行っている。

東京都美術館では、世界と日本の名品を紹介する特別展と、館の自主企画による企画展等多彩な展覧会を開催している。

東京都庭園美術館では、館の事業テーマである「装飾」を様々な視点から捉え深める企画展を開催している。

東京都写真美術館では、収蔵作家の個展や国内外の機関等と連携した展覧会、恵比寿映像祭等を開催している。

東京都現代美術館では、幅広いテーマやジャンルにわたる企画展を開催している。

(ウ) 新進若手アーティスト等による展示
若手アーティスト等による様々な表現の展示等を行っている。
東京都渋谷公園通りギャラリーでは、アル・プリュット等の作品展示及び交流事業等を実施している。

トーキョーアーツアンドスペースでは、若手芸術家の発掘・育成のための展覧会や企画公募、世界との文化交流や海外への発信を目指す展覧会等を開催している。

(エ) 作品・資料の収集、保存管理

美術、歴史、写真・映像文化など各館の特性に合致する作品・資料を収集し、保存管理することにより、文化資産の伝承に努めている。また、作品・資料の状態記録のため、二次媒体資料(写真や映像等)を作成したほか、これをデジタル化してウェブサイト等で広く一般に公開している。なお、二次媒体資料は博物館、美術館、検定教科書及び学術論文に活用できるよう無償貸出を行っている。

(オ) 調査研究、資料公開

展示テーマに関する調査研究を行うほか、各館の専門領域における特定のテーマや、保存科学に関する研究等も実施し、その成果を図録や研究報告、書籍等の発行、監修等を通じて公表している。また、図録や研究報告書は、博物館、美術館、図書館及び研究機関へ無償で頒布しているほか、希望者には有償で頒布し、成果を広く公表している。

(カ) 図書室の運営

各館の専門領域に沿った文献資料のほか、一般書店に流通していない図録類や洋書、古書等を多数収蔵する専門図書館を運営し、芸術文化や学術の振興に寄与している。東京都江戸東京博物館、東京都美術館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京文化会館では、館の専門領域に沿った文献、資料を所蔵する図書室を運営している。

イ 音楽・舞台芸術の振興

(ア) 音楽・演劇・歌劇・舞踊等振興事業及び舞台芸術作品の創造発信
ホールの特性に合わせたオーケストラや室内楽、オペラや演劇、ダンス等の公演を実施している。また、発信力が高く実験的・前衛的な舞台芸術作品の企画制

作を行っている。

東京文化会館では、国内外の団体と連携しながら、発信力の高い実験的・前衛的な舞台芸術作品を企画制作・公演するとともに、都民が身近に触れることができる機会を提供している。

東京芸術劇場では、音楽、演劇、舞踊等の舞台芸術を独自に企画・公演するとともに、国内外からの招聘もを行い、優れた作品を鑑賞する機会を提供している。

(イ) 伝統芸能公演の普及継承等
伝統芸能の発展と継承を目指し、多くの都民が伝統芸能に親しむ機会を提供することを目的として、アーツカウンシル東京及び東京都江戸東京博物館による伝統芸能に関する公演及びフェスティバルを開催している。

ウ 人材育成・教育普及等

(ア) 教育普及事業

美術館及び博物館では、展示解説のほか、専門知識の普及啓発を図っている。また、展示に関連するワークショップを行っているほか、各館の特性に合致したテーマの体験事業、ワークショップを学校団体や一般向けに実施している。アーツカウンシル東京では、子供や外国人を対象とした伝統芸能を体験する事業を実施している。

東京都美術館では、双方向的なコミュニケーションを重視した「アート・コミュニケーション事業」等を行っている。

東京文化会館及び東京芸術劇場では、多くの人に音楽を「聞く」「感じる」楽しみを提供するコンサートや、ワークショップ等を企画制作している。

また、美術館及び博物館で、展示解説やワークショップの実施を通して、歴史及び芸術文化の知識の習得や異文化コミュニケーション等の能力の習得を支援するため、ボランティアの育成を行い、東京都江戸東京博物館及び江戸東京たてもの園友の会と協力関係を構築しながら、生涯学習の機会の拡充に努めている。

(イ) 人材育成事業
新人、若手をはじめとする作家・演奏家等アーティストへの発表の機会の提供と、学芸員実習生やインターンの受け入れ等、文化に携わる人材の養成のための事業を行っている。

エ 芸術文化の基盤整備・発信等

(ア) 都立文化施設の維持管理運営
来場者の安全を確保し、快適性を向上させるとともに、収蔵品等の貴重な作品及び資料を適切に管理保管できるよう、施設の維持管理を行っている。

(イ) 芸術文化活動への施設貸出
芸術文化の振興と歴史的遺産の継承と発展に資する事業を主催する団体に、ホール、講堂、研修室、学習室等を貸し出し、都民に鑑賞や学習の機会を提供している。

(ウ) 芸術文化活動への支援、助成

東京の芸術文化の魅力を向上させ世界に発信していく創造活動や、地域の文化の振興、社会や都市の様々な課題に取り組む芸術活動を支援している。

(エ) 文化創造拠点の形成及び芸術文化体験の機会提供
各地での文化創造拠点の形成や、幅広い分野におけるフェスティバルの開催等を通じて、新たな東京の文化を創造するとともに、多くの人が文化に触れることができる基盤の整備を進めている。

(2) 収益事業

本事業は、来場者の利便性向上等を目的にショップ、飲食施設等、各館の特性に合わせたサービスを提供する事業であり、以下の事業を実施している。
なお、収益は公益目的事業の財源に充当している。

ア 利用者サービスの向上

(ア) ミュージアムショップの運営
(イ) レストラン、カフェ等の飲食施設の運営
(ウ) その他利用者への利便性向上のためのテナント等の運営(自動販売機・駐車場・公衆電話等)

イ 施設の有効活用

(ア) 収蔵作品・真商用貸出(イメージライセンス)
(イ) 施設商用撮影貸出(ロケ撮影)
(ウ) 芸術文化活動以外への施設貸出
(エ) ユニークベニュー事業

3 歴史文化財団の財務状況

歴史文化財団の令和3年度から令和5年度までの財務状況は、表C-1-3の正味財産増減計算書、表C-1-4の貸借対照表のとおりである。

表C-1-3 令和3年度から令和5年度の正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	2,211	2,211	2,211
② 特定資産運用益	16	11	5
(2) 事業収益	2,591,138	2,974,011	3,455,796
(3) 受取補助金	2,132,059	2,377,247	2,300,743
(4) 受取助成金	36,277	35,865	52,828
(5) 受取負担金	2,322,573	1,502,210	1,693,268
(6) 受託収益	8,338,873	8,735,152	8,146,387
(7) 受取寄付金	13,111	20,928	15,818
(8) 受取出えん金	1,803,427	360,184	1,008,237
(9) 雑収益	30,396	40,049	33,180
② 経常費用	17,270,083	16,047,867	16,708,472
① 事業費	17,116,863	15,583,121	15,822,569
② 管理費	26,137	23,732	25,258
経常費用計	17,143,001	15,606,854	15,847,828
当期経常増減額	127,082	441,013	860,644
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	466,675	58,032
① 受取出えん金	0	466,675	58,032
経常外収益計	0	466,675	58,032
(2) 経常外費用			
① 棚卸資産減耗損	94	11	7
② 棚卸資産評価損	5,918	430	1,091
③ 棚卸資産除却損	1,833	4,246	163
④ 固定資産除却損	0	25,593	5,407
⑤ 固定資産寄贈額	0	0	5,500
⑥ 出えん金返還額	0	466,675	58,032
⑦ 過年度修正損	0	0	2,959
経常外費用計	7,845	496,955	73,159

歴史文化財団「財務諸表」より監査人抜粋

表C-1-4 令和3年度から令和5年度の貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
2. 固定資産			
(1) 基本財産	5,683,866	6,053,338	7,760,689
(2) 特定資産	1,551,498	1,551,498	1,551,498
(3) その他固定資産	3,705,920	3,901,047	4,556,179
資産合計	12,174,050	12,198,825	14,459,017
II 負債の部			
1. 流動負債			
2. 固定負債			
(1) 受取負債	2,995,859	2,629,119	2,839,577
(2) 固定負債	663,130	612,639	1,597,021
負債合計	3,658,989	3,241,757	4,436,599
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	1,171,909	1,252,250	1,542,115
2. 一般正味財	7,343,152	7,704,817	8,480,303
正味財産合計	8,515,061	8,957,068	10,022,418
負債及び正味財産合計	12,174,050	12,198,825	14,459,017

歴史文化財団「財務諸表」より監査人抜粋

II 公益財団法人東京都交響楽団

1 都響の概要

都響は、東京オリンピックの記念文化事業として都が昭和40年に設立しておらず、平成23年度に公益法人制度改革に伴い財団法人から公益財団法人に移行した団体である。

都響は、交響楽を通じて都民の情操を豊かにすることとともに音楽芸術の普及向上を図り、首都の文化発展に寄与することを目的としている。

表C-2-1 都響の概要

設立	昭和40年2月 平成23年4月	東京オリンピックの記念文化事業として発足 公益財団法人に移行
基本財産	22,951千円	
出捐者	東京都 (1,000千円 4.4%)	
理事長	近藤 誠一	
役員・評議員	理事9名、監事2名、評議員9名	
職員数	129名 (令和6年3月31日現在)	(うち都派遣職員4名)

都響提供資料より監査人作成

2 都響の事業

(1) 自主公演

都響は、楽団が主催する主公演を主たる事業としている。

定期演奏会は、芸術活動の中軸をなすものとして、1965年の楽団創立以来、創造性に満ちた幅広い内容の企画による演奏会開催を目標とし、日本の音楽創造活動の牽引力となるべく、公演を継続している。令和5年度は、Aシリーズを東京文化会館で8回、Bシリーズをサントリーホールで8回、Cシリーズを東京芸術劇場で8回 (うち3回は平日昼開催)、合計24回開催している。

プロムナードコンサートは、親しみやすい名曲と第一級の出演者がステージを彩る休日マチネのコンサートとして、令和5年度は、サントリーホールで5回実施し、クラシック音楽入門者も楽しめるプログラムでオーケストラ音楽の一層の浸透を図っている。

また、特別演奏会として、令和5年度は都響スペシャルを5回、第九公演を3回開催している。

(2) 共催・提携公演

共催・提携公演として、都内を中心に他の団体と共同で公演を実施している。

都響調布シリーズは、身近な会場での演奏会開催を求める音楽ファンのニーズに応えるとともに、多摩地域の活性化を意図したシリーズで、ホールと連携することにより地域とのつながりを深めている。

オーケストラキャラバンは、文化庁のアートキャラバン2 (統括団体による文化芸術需要回復・地域活性化事業)の一環として日本オーケストラ連盟に加盟するオーケストラが参加し、全国各地で開催された事業である。

ボクとわたしとオーケストラは、東日本大震災後の2012年2月に、福島県いわき市内全域の小中学生を対象とした初めてのオーケストラ公演を開催して以来、いわき市の子供たちを音楽で励ます目的で実施している。

ふれあいコンサートは、障害を持つ方やその家族を対象とした演奏会を、都及び公益財団法人日本チャリティ協会と連携して実施している。

また、地方公共団体や文化振興団体等からの依頼を受けてオーケストラを派遣する依頼公演を実施している。

令和5年度において、都内における依頼公演は計15回実施しており、東京・春・音楽祭 (4月)、八王子「ドラゴンクエスト」公演 (6月)、湯浅譲二 作曲家のポートレート (8月)、メトロポリス・クラシックス公演 (11月)、日赤チャリティコンサート (1月)、都芸術フェスティバル公演 (2月)、新国立劇場2023/2024 シーズンオペラ『トリスタンとイゾルデ』 (3月) に出演している。加えて、東京文化会館の「響の森」コンサート (5・1月) と「夏休み子ども音

「東京音楽会」（7月）に出演している。地方・東京近郊における公演は計6回で、フェスティヴァル「KAWASAKI 2023（7月）、福井公演（9月）、長野公演（10月）、静岡公演（11月）に出演し、都響の認知拡大とともにオーケストラ音楽の一層の浸透と裾野の拡大を図っている。

TOKYO MET Salad MUSIC FESTIVAL〔サラダ音楽祭〕は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を文化の面から盛り上げる取組「Tokyo Tokyo FESTIVAL」の一環として2018年に誕生した音楽祭である。サラダ=Saladの由来であるSing and Listen and Dance～歌う！聴く！踊る！をコンセプトに、誰もが音楽の楽しさを体感・表現できるプログラムを開催している。

（3）青少年のための演奏

次代を担う子供たちに質の良い音楽を提供し、音楽・文化を愛する若者を育てていくことは、青少年育成に力を注ぐ都響の重要な使命の一つであるとして、小学生を対象に音楽鑑賞教室を実施している。令和5年度は都内16区市の各小中学生を対象に、各地のホールにて38回実施している。

また、都響の指揮者（マエストロ）自らが、楽員と共に都内小・中学校等を訪問して特別授業を行い、子供たちとの対話を通じて音楽とオーケストラへの理解と音楽を創り上げていく楽しさや興味を深めるマエストロ・ビジットを平成16年度より実施しており、令和5年度は音楽監督の大野和士氏が都立西高等学校を訪問し、特別授業を行っている。

（4）その他の事業

その他の事業として、映像コンテンツの需要拡大に伴い、YouTube等での映像配信を継続して実施し、自主公演における新規の収録配信のほか、過去公演の映像等を配信。都響の演奏に触れる機会を創出し、ファンの拡大を図っている。また、依頼公演（2公演）において、ライブ配信を実施している。

また、顔の見えるオーケストラとしてより多くの方々へ音楽を届けることを目指し、平成14年度から小規模アンサンブルを中心としたアウトリーチ型の演奏会を積極的に実施している。東京都以外の地域にも出向いており、被災地支援として岩手県野田村での演奏会を令和5年度に実施している。そのほか、八丈島、御蔵島、新島、式根島、三宅島、青ヶ島、父島、母島、利島といった島しょ地域や多摩地域等、様々な場所で演奏会を実施し、活動の幅を広げている。そのほか、TMSOサポートを対象とした公開ゲネプロを主催公演にて実施している。

また、放送・録音として、令和3年にスタートしたTOKYO MX 2の番組

『アンコール!都響』では、過去の演奏会から厳選した曲がノーカットで放送された（9回）。このほか、CD化を想定し同時録音を実施している。

3 都響の財務状況

都響の令和3年度から令和5年度の財務状況は、表C-2-2の正味財産増減計算書、表C-2-3の貸借対照表のとおりである。

表C-2-2 令和3年度から令和5年度の正味財産増減計算書の推移

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益	1	1	0
① 基本財産運用益	6	6	8
③ 特定資産運用益	344,656	530,226	569,251
④ 事業収益	1,149,905	1,156,700	1,102,500
⑤ 受取補助金等	124,784	82,235	140,990
⑦ 受取寄附金	28,817	44,268	34,050
⑧ 雑収益	3,531	65	2,684
② 経常収益 計	1,651,701	1,813,501	1,849,483
1. 経常費用			
① 事業費	1,641,983	1,668,355	1,785,926
③ 管理費	61,927	68,538	63,988
④ 経常費用 計	1,703,910	1,736,893	1,849,914
2. 経常外増減の部			
当期経常増減額	△52,209	76,608	△431
1) 経常外収益			
① 固定資産売却益	220	1,161	0
② 演奏会中止による入場料戻入益	0	0	4,348
経常外収益 計	220	1,161	4,348
2) 経常外費用			
① 固定資産除却損	0	0	0
経常外費用 計	0	0	0
当期経常外増減額	220	1,161	4,348
法人税等	70	165	128
当期一般正味財産増減額	△52,059	77,604	3,790
一般正味財産期首残高	698,845	646,787	724,390
一般正味財産期末残高	646,787	724,390	728,180

II 指定正味財産増減の部	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000	1,000	1,000
指定正味財産期末残高	1,000	1,000	1,000

都響「財務諸表」より監査人抜粋

表C-2-3 令和3年度から令和5年度の貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
(2) 特定資産			
(3) その他固定資産			
資産合計	957,805	1,076,820	1,080,870
II 負債の部			
1. 流動負債			
2. 固定負債			
③ 管理費	61,927	68,538	63,988
④ 経常費用 計	1,703,910	1,736,893	1,849,914
△正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財			
正味財産合計	647,787	724,390	728,180
負債及び正味財産合計	957,805	1,076,820	1,080,870

都響「財務諸表」より監査人抜粋

III 公益財団法人東京都つながり創生財団

1 つながり創生財団の概要

つながり創生財団は、都が令和2年度に設立しており、令和5年度に一般財団法人から公益財団法人に移行した団体である。都は、政策連携団体としてその運営に要する経費の補助を行っている。

つながり創生財団は、多文化共生社会づくり及び共助社会づくりを推進する事業を実施し、人とひとのつながりを育むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって都民一人ひとりが輝ける社会を実現することを目的としている。

表C-3-1 つながり創生財団の概要

設立	令和2年10月 一般財団法人として発足
基本財産	令和5年4月 公益財団法人に移行 88,675千円
出捐者	東京都 (88,675千円 100%)
理事長	マリ クリストファー
役員・評議員	役員8名、評議員8名
職員数	42名 (令和6年3月31日現在) (うち都派遣職員10名)

さらに、ウクライナ避難民ワントップ相談窓口においては、引き続き避難民や支援者からの相談に対応するとともに、東京都、日本YMCア同盟、つながり創生財団の三者協定「ポプートヌイク・トーキョー」(東京都ウクライナ避難民マッチング支援事業)により、避難民が地域で自立して安定した日常生活を送れるように、一人ひとりに寄り添った支援を実施している。

八 情報発信

ウ 地域日本語教育の推進

2 つながり創生財団の事業 (1) 多文化共生社会づくりに関する事業

(1) 多文化共生社会づくりに関する事業

都内の外国人からの相談を、やさしい日本語を含む15言語で受け付けるとともに、各自治体窓口の依頼により電話等での通訳支援を行うことで相談者の課題解決を支援している。また、東京三弁護士会と連携した無料法律相談に加えて東京出入国在留管理局と連携した在留相談を実施し、相談機能の充実を図っている。

見交換会も実施している。

地域の日本語教室で活動する支援者等には、スキルアップを図る研修を実施している。

また、初期日本語教育のオンライン教室を昼夜2コースでモデル事業として実施し、有識者と共に初期日本語教育の実施方法等について検討を行った。

在住外国人やボランティア希望者が容易に都内の日本語教室を探すことができる「東京日本語教室サイト」については、やさしい日本語のほか、英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語等に多言語化している。

エ やさしい日本語の活用促進

多様な組織・分野における活用事例を掲載した「やさしい日本語ブックレット」を作成し、公的機関や外国人支援団体等に配布している。さらに、「子育て・教育分野の「やさしい日本語用語集・イラスト集」」を新たに作成し、サイトで公開している。

また、やさしい日本語に関する講演と事例発表を行うオンラインイベント「やさしいフォーラム」を開催している。

さらに、やさしい日本語活用を推進するために、職場や活動の場において、その取組をけん引する人材の育成研修として、「やさしい日本語リーダー」養成研修を実施している。修了生から寄せられた勉強会・研修実施報告はサイトに掲載し、普及啓発を図っている。

オ 多文化共生コーディネーター研修

地域における外国人の多様なニーズにきめ細かく対応し、多文化共生推進の中核となる専門人材の育成を目的として、平成28年から継続している「多文化共生コーディネーター研修」を開催し、「情報提供」、「災害対応」、「子どもの教育」など様々な分野にわたる講義、フィールドワーク及びワークショップを実施している。さらに、同研修の受講者を対象に、多文化共生分野における最新情報

を踏まえた講演や意見交換を行う「フォローアップ研修」を実施している。また、4月には多文化共生事業を新たに担当する行政職員等を主な対象として、在住外国人を取り巻く課題に関する講義や事例紹介を行う「多文化共生基礎研修」を実施している。

カ 多文化共生社会を担う次世代の人材育成

次世代を担う中高生に、国際理解・国際協力・多文化共生の意識を醸成してもらう目的で、外務省・公益財団法人日本国際連合協会が主催する全国中学生作文コンテスト及び高校生の主張コンクールの東京都大会を開催している。

キ 多文化共生を促進するためのネットワーク構築

国際交流や多文化共生に関する事業の円滑な推進とその発展を目的に地域の国際交流協会等が連携する「東京国際交流団体連絡会議」の事務局として、研修会・総会・情報交換会・定例会を開催している。

また、外国人支援活動を行う諸団体等で構成される「東京外国人支援ネットワーク」の事務局として、運営会議を実施するとともに、地域の国際交流協会等が実施するリレー専門家相談会に協力している。

さらに、NPO・NGO、都及び区の国際交流協会と共同で運営する「国際交流・協力TOKYO連絡会」において運営会議を実施するとともに、国際化市民フォーラムを開催している。なお、令和5年度の同フォーラムでは、「こどもの成長を支える～ことばと文化～」、「外国人につながる子どもたちが活躍できる東京を目指して～進学・学習の環境を考える～」、「福祉の観点からみる在住外国人の生活と課題～多文化ソーシャルワーカーの役割とその必要性について～」の3つの分科会を設定して、幅広い層からの多くの参加者に多文化共生について多角的に考察する機会とした。

令和5年度から、近隣の複数自治体で多文化共生のネットワークを構築する事業（多文化共生中城ネットワーク）に取り組み、北多摩南部ブロック（武藏野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）を形成している。初めてのブロック会議には、6市5団体19名が参加し、各自治体・団体の多文化共生事業の取組紹介や情報交換を行った。また協働事業としては、武藏野市国際交流協会が提案する講演会を令和5年12月に開催し、他の加盟自治体・団体は、同地域内での広報活動に協力した。

ク 災害時の外国人支援ネットワーク構築の検討

自治体及び国際交流協会との災害時の外国人支援体制づくりの推進を目的に、翻訳シミュレーション訓練及び翻訳シミュレーション振り返り研修を実施している。

その他、災害時に避難所での必要な対応を学ぶために、避難所における外国人被災者支援の研修を実施している。

また、災害時に発信する情報の多言語テンプレート地震編（全16言語）を作成し、自治体や支援者もダウンロードして活用できるよう東京都多文化共生ポータルサイトに掲載している。さらに「災害時の外国人支援のためのQ&Aマニュアル」（旧東京都国際交流委員会作成）を改訂し、タイトルを「外国人のための災害時Q&A集」（日本語版・英語版）と改め、東京都多文化共生ポータルサイトで公開している。改訂に当たっては、災害に備えた準備や風水害の情報を新たに追加する等内容を見直すとともに、イラストや、URLとQRコードを添付

するなどして分かりやすくしている。

ヶ 多文化キッズコーディネーターの支援

令和5年度から、日本語を母語としない子供等とその保護者への支援活動を行なう多文化キッズコーディネーターを設置する区市町村への補助事業が都により新たに開始されている。この事業に取り組む多文化キッズコーディネーター等を支援するために、専門的な内容を相談できるスーパーバイザーを設置し、寄せられた相談についてアドバイスを行っている。

また、多文化キッズコーディネーター制度の活用事例を紹介するとともに、担当者間のネットワーク化を進めるために連絡会を開催している。さらに多文化キッズが直面する課題について意見交換し、新たな知見やアイデアを取得するために研修を開催している。

(2) 財団の運営基盤の整備

令和5年4月1日に一般財団法人から公益財団法人へ移行したことから、社会的信用性を更に向上させるため、外部監査制度を新たに導入している。具体的には、外部の監査法によって四半期ごとの帳簿調査や期中・期末監査が行われ、財務会計等が適切に事務処理されているかが確認された。また、情報セキュリティに関する規程類を整備するとともに、全職員を対象とした知的財産権に関する研修を開催し、情報資産等の取扱いに係る職員一人ひとりの意識啓発を図っている。

さらに、人脈の可視化を目的とした名刺管理ツールの導入や、イベントで使用するのぼり・テーブルクロスの作成等、財団の認知度向上に向けた取組を推進するなど、職員からの意見を柔軟に取り入れながら、財団運営の基盤強化に継続して取り組んでいる。

3 つながり創生財団の財務状況

つながり創生財団の令和3年度から令和5年度の財務状況は、表C-3-2の正味財産増減計算書、表C-3-3の貸借対照表のとおりである。

表C-3-2 令和3年度から令和5年度の正味財産増減計算書の推移
(単位:千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	0	0	0
② 事業収益	0	0	45
③ 受取補助金等	323,517	491,577	603,228
④ 固定資産受贈益	3,413	10,055	2,575
⑤ 流動資産受贈益	42	12	0
⑥ 雑収益	13	2	45
II 経常収益計	326,986	501,647	605,893
(2) 経常費用			
⑩ 事業費	285,879	431,892	547,576
⑪ 管理費	44,403	64,956	58,182
⑫ 経常費用計	330,282	496,848	605,758
△期経常増減額	△3,297	4,799	135
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
⑬ 経常外収益	9,057	4,921	0
⑭ 経常外費用			
⑮ 経常外費用計	9,057	4,921	0
△期経常外増減額	△3,367	4,729	135
III 指定正味財産増減の部			
一般正味財産期首残高	△1,498	△4,864	△135
一般正味財産期末残高	△4,864	△135	0
受取補助金等	415,586	514,083	651,136
東京都補助金返還額	0	△16,813	△4,371
流動資産受贈益	18	0	0
一般正味財産への振替額	△336,029	△506,565	△605,803

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当期指定正味財産増減額	79,575	△9,295	40,962
指定正味財産期首残高	145,377	224,952	215,657
指定正味財産期末残高	224,952	215,657	256,619
III 正味財産期末残高	220,088	215,521	256,619

つながり創生財団「財務諸表」より監査人抜粋

表C-3-3 令和3年度から令和5年度の貸借対照表の推移

(単位:千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I 資産の部			
1. 流動資産	195,897	225,626	327,726
2. 固定資産	231,867	227,556	275,173
(1) 基本財産	88,675	88,675	88,675
(2) 特定資産	136,277	136,576	186,498
(3) その他固定資産	6,915	2,305	0
資産合計	427,765	453,182	602,900
II 負債の部			
1. 流動負債	205,237	237,661	341,413
2. 固定負債	2,440	0	4,868
負債合計	207,677	237,661	346,281
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	224,952	215,657	256,619
2. 一般正味財	△4,864	△135	0
正味財産合計	220,088	215,521	256,619
負債及び正味財産合計	427,765	453,182	602,900

つながり創生財団「財務諸表」より監査人抜粋

第3 監査の結果

I 公益財団法人東京都歴史文化財団について

1 指定管理者としての対応

(1) 指定管理者の提案課題

ア 概要

歴史文化財団は、都の文化施設である7施設（東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京文化会館、東京芸術劇場）の令和3年度から令和8年度までにおける指定管理者候補者選定の際、事業計画書を提出し各種の提案を行っている。その中で、総合調整・共通事項事業計画書において、財団全体の取組や文化施設間の連携を提案課題としており、例えば、東京都庭園美術館と分けて提案されている6館の提案課題2「運営戦略」では、6館一括の規模的スケールメリットとして、「指定管理対象6館の連携にとどまらず、12の都立文化施設と1機構の連携協力によって、他の事業者ではなしえない事業面での複合効果」、「単館でない柔軟な資金投入」、「単独ではなく、幅広く、多彩で、複合的な事業」が挙げられている。また、提案課題3「事業等の連携」においても、「各館連携の促進、各館相互の連携により、ジャンル横断的な取組を機会に応じて行き、東京都歴史文化財団のスケールメリットを発揮する」との記載がなされている。

イ 監査の結果

指定管理施設の7館を一括で管理することによるスケールメリットは、歴史文化財団の事業計画における提案課題であり、指定管理者として選定を受ける上で重要な要素を占めていることから、実際にスケールメリットを発揮するためにどのような取組がなされているか、担当者にヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、事業間の連携として、若者向けの共通優待期間の設定や、美術館・博物館を会場とした劇場ホール企画のコンサートなどが実施されているとのことであった。また、設備投資の面では、財団本部での各館の予算調整の中で、施設管理システムについて、複数の館で共通のシステムを一括調達する取組がみられた。

一方で、設備投資の意思決定は基本的に各館でなされており、調達に係る全館横断的な面での検討や意思決定を目的とした会議体は存在していないとのことであった。

(意見6-1) 指定管理施設の7館のスケールメリットについて

指定管理施設の7館を一括で管理することによるスケールメリットは、歴史文化財団の事業計画における提案課題であり、指定管理者として選定を受ける上で重要な要素を占めている。

この点、担当者によると、事業間の連携として、若者向けの共通優待期間の設定や、美術館・博物館を会場とした劇場ホール企画のコンサートなどが実施されているとのことであった。また、設備投資の面では、財団本部での各館との予算調整の中で、施設管理システムについて、複数の館で共通のシステムを調達する取組がみられた。

一方で、設備投資の意思決定は基本的に各館でなされており、調達に係る全館横断的な面での検討や意思決定を行う会議体は存在していないとのことであった。

一方で、設備投資の意思決定は基本的に各館でなされており、調達に係る全館横断的な面での検討や意思決定を行う会議体は存在していないとのことであつた。

設備投資の面でのスケールメリットについて、例えばシステムの統合や物品の一括発注など、全館横断的な会議体の設置により共通的な調達を検討し、財団全体としてコストを抑制することが可能となると考えられる。

指定管理施設の7館を一括で管理することによるスケールメリットをより効果的・経済的に發揮していく観点から、全館横断的な目線で調達に係る協議を定期的に行う会議体の設置、あるいは、既存の定期的な会議体の中での協議事項とすることを検討されたい。

2 歴史文化財団の事業

(1) 各施設の管理運営目標と予算との関係

ア 概要

歴史文化財団は、都の文化施設である7施設(東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京文化会館、東京芸術劇場)の令和3年度から令和8年度までの6年間の指定管理者として、各施設の事業の具体的な達成目標を定め、その実施結果を評価等するPDCAサイクルにより管理運営を行っている。

また、各施設の予算はその達成目標に基づき策定される。予算の策定スケジュールは、おおむね以下のとおりである。各施設に收支予算の策定を依頼し、それを集約調整した上で、都に指定管理料や助成金などの収入予算を要求し、財団としての收支予算を策定する。歴史文化財団の理事会・評議員会で收支予算が承認された後、都へも提出している。

- ・各施設への收支予算の策定依頼：4月～6月頃
- ・都へ指定管理料や助成金等の収入予算を要求：5月～1月頃
- ・收支予算策定：5月～1月頃
- ・收支予算承認：3月頃(理事会・評議員会)
- ・都へ收支予算提出：3月頃(理事会・評議員会の終了後)

收支予算の策定に当たって前提となるのが、指定管理者の選定時に歴史文化財団が都に対して提出した提案書類(事業計画書)及び指定期間中に行う中間見直しの事業計画書である。これらの事業計画書では、歴史文化財団の全体で力を入れて取り組む方針を重点目標として設定しており、各施設では当該重点目標を踏まえて各年度に取り組む事業と達成目標を設定している。

歴史文化財団は、各施設の達成目標の進捗状況等を管理し、PDCAサイクルを回すために、PDCAシートという資料を作成しており、このシートにて歴史文化財団内で各施設の管理・運営状況を自己評価とともに、外部の有識者で構成する外部評価委員会等による外部評価にも利用されている。

達成目標のうち收支に影響を与える目標値は、予算の基礎ともなっている。ここで、ホール系文化施設と美術館・博物館系文化施設に区分した各施設の令和5年度の收支予算は、以下のとおりである。なお、收支予算は、各施設の経常的な收支予算として「経常収益」及び「経常費用」、これらの差額である「当期経常増減額」を記載している。また、収益事業等会計で計上された利益(当期経常増減額)を公益目的事業会計で使用する場合の繰入額である「他会計振替額」を記載している。

(ア) ホール系文化施設

a 東京文化会館

令和5年度收支予算は、下表のとおりである。

受託事業は、指定管理者として都から委託を受けて行っている施設の維持管理運営に係る業務であり、当該受託事業で生じたコストは、施設利用者から収入する施設利用料等と、当該利用料等で賄うことができないコスト分は都からの指定管理料をもって充てる予算となっている。

自主事業は、「創造発信事業」、「人材育成事業」及び「教育普及・社会包摶事業」という3つの柱で事業展開を行っており、具体的にはプログラムの制作、東京音楽コンクール入賞者等の各事業への起用、シアター・デビュー・プログラムの実施など、芸術文化の振興に積極的に貢献するための各種公演やワークショップを実施している。

自主事業で生じた赤字は、収益事業（館内設置のレストランやショッピング等の管理手数料等）で生じた収入を全て充てる予算となっている。

表D-1-1 東京文化会館 令和5年度收支予算

(単位：千円)

事業・会計	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
受託事業	公益目的事業会計	1,785,493	1,785,444	49
自主事業	公益目的事業会計	992,287	1,109,568	△ 117,281
収益事業等	収益事業等会計	97,403	19,318	78,085
合計		2,875,183	2,914,330	△ 39,147

歴史文化財団提出資料より監査人作成

(イ) 美術館・博物館系文化施設

a 東京都江戸東京博物館

令和5年度收支予算は、下表のとおりである。令和4年4月1日から令和8年春の期間において、大規模改修工事のため全館休館となっているが、館外や他会場を活用した事業の実施、オンラインコンテンツの提供などを実施している。

受託事業は、指定管理者として都から委託を受けて行っている施設の維持管理運営、収蔵品の収集・保管・管理・展示等に係る業務であり、当該受託事業で生じたコストは、入館者から収入する入場料等と、当該入場料等で賄うことができないコスト分は都からの指定管理料をもって充てている。

自主事業は、各種展示を実施している。なお、大規模改修工事に伴い、常設展示室は休室しており、令和5年度においては、館外での特別展示等の実施のみとなっている。

自主事業で生じた赤字は、収益事業（オンラインショッピングの運営等）で生じた収入の一部（50%超）を充てる予算となっている。

b 東京芸術劇場

令和5年度收支予算は、下表のとおりである。

受託事業は、指定管理者として都から委託を受けて行っている施設の維持管理運営に係る業務であり、当該受託事業で生じたコストは、施設利用者から収入する施設利用料等と、当該利用料等で賄うことができないコスト分は都からの指定管理料をもって充てる予算となっている。

自主事業は、「芸術文化の創造・発信の拠点」「人材育成の拠点」「教育普及の拠点」「賑わいの拠点」を4つの柱として事業展開を行っており、具体的には、オペラや演劇作品の国内外共同制作、国内外劇場との提携、海外演出家との協働、ファミリー向けフェスティバル開催など多彩なプログラムを提供し

ている。また、稽古場としてのスタジオ貸出、地域のイベント実施運営への協力を実施している。

自主事業で生じた赤字は、収益事業（館内設置のレストランやショッピングの管理手数料等）で生じた収入を全て充てる予算となっている。

表D-1-2 東京芸術劇場 令和5年度收支予算

(単位：千円)

事業・会計	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
受託事業	公益目的事業会計	1,785,493	1,785,444	49
自主事業	公益目的事業会計	992,287	1,109,568	△ 117,281
収益事業等	収益事業等会計	97,403	19,318	78,085
合計		2,875,183	2,914,330	△ 39,147

表D-1-3 東京都江戸東京博物館 令和5年度收支予算 (単位:千円)				
事業・会計	経常収益	経常費用	当期経常 増減額	他会計 振替額
受託事業	公益目的事業会計 収益事業等会計	3,818,555	3,818,509	46
自主事業	公益目的事業会計	79,262	168,585	△ 89,323
収益事業等	収益事業等会計	19,446	9,334	10,112
	合計	3,917,263	3,996,428	△ 79,165
				0

歴史文化財団提出資料より監査人作成

b 東京都写真美術館

令和5年度收支予算は、下表のとおりである。

受託事業は、指定管理者として都から委託を受けて行っている施設の維持管理運営、コレクション展示や美術館教育としての学校団体鑑賞等に係る業務であり、当該受託事業で生じたコストは、入館者から収入する入場料等と、当該入場料等で賄うことができないコスト分は都からの指定管理料をもって充てている。

自主事業は、各種展覧会の実施、映像上映などの実施であり、展覧会による入場料により収入を得る。

自主事業で生じた赤字は、収益事業(ミュージアムショップ、カフェの管理手数料、当館所蔵作品の画像利用によるライセンス料等)で生じた収入の一部(50%超)を充てる予算となっている。

表D-1-4 東京都写真美術館 令和5年度收支予算
(単位:千円)

表D-1-4 東京都写真美術館 令和5年度收支予算 (単位:千円)				
事業・会計	経常収益	経常費用	当期経常 増減額	他会計 振替額
受託事業	公益目的事業会計 収益事業等会計	1,287,353	1,287,394	△ 41
自主事業	公益目的事業会計	331,070	387,219	△ 56,149
収益事業等	収益事業等会計	40,500	13,486	27,015
	合計	1,658,923	1,688,098	△ 29,175
				0

歴史文化財団提出資料より監査人作成

表D-1-3 東京都江戸東京博物館 令和5年度收支予算
(単位:千円)

c 東京都現代美術館

令和5年度收支予算は、下表のとおりである。

受託事業は、指定管理者として都から委託を受けて行っている施設の維持管理運営、コレクション展示や美術館教育としての学校団体鑑賞等に係る業務であり、当該受託事業で生じたコストは、入館者から収入する入場料等と、当該入場料等で賄うことができないコスト分は都からの指定管理料をもって充てている。

自主事業は、展覧会事業として企画展等入場料、共催事業による収益を主な収入源としている。

自主事業で生じた赤字は、収益事業(ミュージアムショップ、レストラン・カフェの管理手数料、当館所蔵作品の画像利用によるライセンス料等)で生じた収入源の一部(50%超)を充てる予算となっている。

自主事業で生じた赤字は、収益事業(レストラン運営、特別展グッズ販売、ロケ撮影による施設の一部貸出等)で生じた収入の一部(50%超)を充てる予算となっている。

表D-1-5 東京都現代美術館 令和5年度收支予算
(単位:千円)

表D-1-5 東京都現代美術館 令和5年度收支予算 (単位:千円)				
事業・会計	経常収益	経常費用	当期経常 増減額	他会計 振替額
受託事業	公益目的事業会計 収益事業等会計	1,287,353	1,287,394	△ 41
自主事業	公益目的事業会計	331,070	387,219	△ 56,149
収益事業等	収益事業等会計	40,500	13,486	27,015
	合計	1,658,923	1,688,098	△ 29,175
				0

歴史文化財団提出資料より監査人作成

d 東京都美術館

令和5年度收支予算は、下表のとおりである。

受託事業は、指定管理者として都から委託を受けて行っている施設の維持管理運営に係る業務であり、当該受託事業で生じたコストは、入館者から収入する入場料等と、当該入場料等で賄うことができないコスト分は都からの指定管理料をもって充てている。

自主事業は、当館と新聞社及びテレビ局が共催する特別展(共催展)の実施、その他各種企画展を実施することにより、入場料、共催による収益を主な収入源としている。

自主事業で生じた赤字は、収益事業(レストラン運営、特別展グッズ販売、ロケ撮影による施設の一部貸出等)で生じた収入の一部(50%超)を充てる予算となっている。

表D-1-6 東京都美術館 令和5年度収支予算

(単位:千円)

事業・会計	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
受託事業	公益目的事業会計 収益事業等会計	982,667	982,620	47 —
自主事業	公益目的事業会計	94,174	169,809	△ 75,635 42,935
収益事業等	収益事業等会計	97,583	26,024	71,559 △ 42,935
	合計	1,174,424	1,178,453	△ 4,029 0

歴史文化財団提出資料より監査人作成

e 東京都庭園美術館

令和5年度収支予算は、下表のとおりである。

受託事業は、指定管理者として都から委託を受けて行っている施設の維持管理運営に係る業務の他、旧朝香宮邸を紹介する建物公開、庭園の公開であり、当該受託事業で生じたコストは、入館者から収入する入場料等と、当該入場料等で賄うことができないコスト分は都からの指定管理料をもって充てている。

自主事業は、各種企画展の実施をすることで集客を図ることとしている。

自主事業で生じた収支赤字は、収益事業（ミュージアムショップ・飲食施設の管理、駐車場管理、施設の貸出等）で生じた収入の全部を充てる予算となっている。

表D-1-7 東京都庭園美術館 令和5年度収支予算

(単位:千円)

事業・会計	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
受託事業	公益目的事業会計 収益事業等会計	557,213	557,213	0 —
自主事業	公益目的事業会計	127,910	217,369	△ 89,459 22,772
収益事業等	収益事業等会計	28,938	6,166	22,772 △ 22,772
	合計	714,061	780,748	△ 66,687 0

歴史文化財団提出資料より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) 各施設の予算の策定上の仮定や条件等
P D C A サイクルの達成目標は、指定管理者の選定時に歴史文化財団が都に提出した事業計画書の目標値（基準値）に基づいており、収支に影響を与える目標は予算の基礎となっている。
そこで、歴史文化財団の令和5年度の予算と実績を比較することで、目標値（基準値）に基づいた予算の策定上の仮定や条件等が、歴史文化財団を取り巻く経営環境等に即しているか検討を行った。

a ホール系文化施設

(a) 東京文化会館

令和5年度収支の予算実績対比は、表D-1-8のとおりである。
受託事業は、大ホール稼働率が予算90%に対して実績94.0%、小ホール稼働率が予算80%に対して実績85.2%となり、ホール貸出による施設使用料の増加が主な要因となり、経常収益の実績値は予算比で増加している。なお、受託事業の収入に関連する達成目標は「コマ稼働率」であり、コマ稼働率の目標値と予算・実績の推移は表D-1-9のとおりである。

自主事業は、予算策定期に申請していた補助金が不採択となったことにより経常収益は予算比で減少し、それに伴う実施事業の見直しにより経常費用も予算対比で減少している。結果として、予算比で当期経常増減額の赤字は減少し、その分、収益事業等会計からの他会計振替額が減少している。
収益事業は、予算を上回る経常収益により、当期経常増減額は予算比で増加し、さらに、自主事業への他会計振替額の充当額の減少もあり、予算を上回る利益の繰越しが生じている。

表D-1-8 東京文化会館 令和5年度収支 予算実績対比

(単位:千円)

事業・会計	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
・受託事業				
受託事業	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	1,096,371	1,096,317	54 —	
実績	1,203,158	1,142,156	61,002 —	
差異	106,787	45,839	60,948 —	
・自主事業				
予算	376,245	441,965	△ 65,720 43,179	
実績	332,356	377,909	△ 45,553 22,760	
差異	△ 43,889	△ 64,056	20,167 △ 20,419	

(単位:千円)

・収益事業

(単位:千円)				
	経常収益	経常費用	当期経常増減額	格會計振替額
予算	63,363	20,184	43,179	△ 43,179
実績	76,158	19,049	57,109	△ 22,760
差異	12,795	△ 1,135	13,930	20,419

(単位:千円)				
	経常収益	経常費用	当期経常増減額	格會計振替額
予算	992,287	1,109,568	△ 117,281	78,085
実績	982,414	1,047,148	△ 64,734	41,667
差異	△ 9,873	△ 62,420	52,547	△ 36,418

歴史文化財団提出資料より監査人作成

表D-1-9 東京文化会館 コマ稼働率

(単位: %)

達成目標	目標値	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		予算	実績	予算	実績	予算	実績
コマ稼働率	大ホール 90%以上	90%	86.2%	90%	94.0%	90%	90%
	小ホール 80%以上	80%	84.9%	80%	85.2%	80%	80%

歴史文化財団提出資料より監査人作成

(b) 東京芸術劇場

令和5年度收支の予算実績対比は、表D-1-10のとおりである。

受託事業は、舞台機構設備に係る工事を追加で実施し、工事費相当額を都から指定管理料として収入した結果、経常収益、経常費用共に予算比で増加となっている。なお、東京芸術劇場の受託事業の収入に関連する達成目標は「コマ稼働率」であり、コマ稼働率の目標値と予算・実績の推移は表D-1-11のとおりである。

自主事業は、予算策定後の共催先との調整の結果、共催事業の内容が変更となり、予算策定時に申請していた補助金の不採択を受け、事業内容の見直しを行ったことにより、想定していた出演料の支出が減少した。その結果、予算比で経常費用が減少したことにより、当期経常増減額の赤字が減少した。収益事業は、他会計振替額が減少した。

表D-1-10 東京芸術劇場 令和5年度收支 予算実績対比

(単位:千円)

受託事業	予算実績対比			
	経常収益	経常費用	当期経常増減額	格會計振替額
予算	1,785,493	1,785,444	49	—
実績	1,951,253	1,913,601	37,652	—
差異	165,760	128,157	37,603	—

・自主事業

(単位:千円)				
	経常収益	経常費用	当期経常増減額	格會計振替額
予算	992,287	1,109,568	△ 117,281	78,085
実績	982,414	1,047,148	△ 64,734	41,667
差異	△ 9,873	△ 62,420	52,547	△ 36,418

歴史文化財団提出資料より監査人作成

・収益事業

(単位:千円)				
	経常収益	経常費用	当期経常増減額	格會計振替額
予算	97,403	19,318	78,085	△ 78,085
実績	91,311	18,975	72,336	△ 41,667
差異	△ 6,092	△ 343	△ 5,749	36,418

歴史文化財団提出資料より監査人作成

表D-1-11 東京芸術劇場 コマ稼働率

(単位: %)

達成目標	目標値	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		予算	実績	予算	実績	予算	実績
コマ稼働率	大ホール 70%以上	52%	83.9%	52%	76.8%	70%	70%
	中ホール 87%以上	73%	96.3%	73%	99.2%	87%	87%
	小ホール 1 96%以上	80%	95.9%	80%	97.0%	96%	96%
	小ホール 2 94%以上	78%	95.6%	78%	97.2%	94%	94%

歴史文化財団提出資料より監査人作成

b 美術館・博物館系文化施設

(a) 東京都江戸東京博物館

令和5年度の予算実績対比は、表D-1-12のとおりである。

受託事業は、3年間の複数年契約による工事である常設展示室改修工事について、令和5年度分の支出(予算時は費用計上)を長期前払金に、その支出に対応する指定管理料(予算時は管理運営受託収益に計上)を長期前受金として会計処理したことにより、経常収益・経常費用共に予算比で減少となっている。その他、給与手当の支払実績の減少等により、予算比で当期経常増減額が黒字となっている。

自主事業は、経常費用のうち委託費が予算比で減少したことにより、当期経常増減額の赤字は減少となっている。なお、東京都江戸東京博物館は、大規模改修工事中であり、自主事業である常設展示の代替として特別展を実施している。当該特別展の収入に関連する主な達成目標は「入場者数」であり、入場者数の目標値と予算・実績の推移は表D-1-13のとおりである。大規模改

東京都立江戸東京博物館

修工事による休館中であり、令和5年度以降の予算上の入場者数は見直しがなされている一方で、令和5年度においては千代田区立日比谷文化図書館や東京都美術館で出張展示を行った結果、予算を上回る実績となっている。

表D-1-1-2 東京都江戸東京博物館 令和5年度収支 予算実績対比 (単位:千円)				
・受託事業				
	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	3,818,555	3,818,509	46	—
実績	2,579,527	2,347,675	231,852	—
差異	△ 1,239,028	△ 1,470,834	231,806	—
(単位:千円)				
・自主事業				
	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	79,262	168,585	△ 89,323	6,057
実績	76,101	108,379	△ 32,278	7,854
差異	△ 3,161	△ 60,206	57,045	1,797
(単位:千円)				
・収益事業				
	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	19,446	9,334	10,112	△ 6,057
実績	20,966	8,580	12,386	△ 7,854
差異	1,520	△ 754	2,274	△ 1,797
歴史文化財団提出資料より監査人作成				

表D-1-1-3 東京都江戸東京博物館 入場者数

(単位:人)

達成目標	目標値	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
入場者数	1,400,000人/年 (見直し後: 1,500,000人/年)	70,000	95,127	12,500	25,204	12,500	—	—	—	—

歴史文化財団提出資料より監査人作成

表D-1-1-5 東京都写真美術館 觀覧者数

(単位:人)

(単位:千円)

達成目標	目標値	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
観覧者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

歴史文化財団提出資料より監査人作成

(b) 東京都写真美術館

令和5年度収支の予算実績対比は、表D-1-1-4のことおりである。

受託事業は、委託費の契約内容の実績差、電気・ガス価格激変緩和対策による水道光熱費の減少により経常費用が予算比で減少し、予算策定期に赤字であった当期経常増減額は、黒字に転じている。

自主事業は、経常費用のうち委託費が予算比で減少したことにより、当期経

常増減額の赤字は減少している。自主事業の収入に関連する達成目標は「観覧者数」であり、観覧者数の目標値と予算・実績の推移は表D-1-1-5のことである。目標値は380,000人であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を加味して令和5年度の予算上の観覧者数は見直しを行っていたところ、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行の影響もあり、結果として観覧者数は増加し、予算上の観覧者数を上回る実績となつた。観覧者数には入場料無料の恵比寿映像祭も含まれ、自主事業の入場料収入の増加の全てに寄与したことでも重なり、経常収益全体で見ると結果的におおむね予算どおりの実績となつたことによる。

収益事業は、自主事業の結果もあり、他会計振替額はゼロとなつていている。

(c) 東京都現代美術館

令和5年度収支の予算実績対比は、表D-1-1-6のとおりである。

受託事業は、展覧会の入場者数等の実績が予算を上回ったことで経常収益が増加、また、その他経費の実績減により、当期経常増減額は予算では赤字であったが、黒字に転じた。

自主事業は、当期経常増減額は予算では赤字であったが、大きく黒字に転じた。これは、自主事業の収入に関連する達成目標は「観覧者数」であるが、観覧者数の目標値と予算・実績の推移は表D-1-1-7のとおりであり、令和5年度は、観覧者数の実績が予算を上回ることによる。また、東京都現代美術館の展覧会の経費が、共催先との調整の結果、共催先負担となつたことも寄与している。

収支事業は、自主事業の結果もあり、他会計振替額はゼロとなつていて

表D-1-1-6 東京都現代美術館 令和5年度収支 予算実績対比

(単位:千円)

受託事業		自主事業		
	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	1,287,353	1,287,394	△ 41	—
実績	1,320,047	1,240,917	79,130	—
差異	32,694	△ 46,477	79,171	—

(単位:千円)

表D-1-1-7 東京都現代美術館 観覧者数

(単位:人)

達成目標	目標値	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
観覧者数	企画展 コレクション展示	300,000	300,000	359,433	300,000	504,602	300,000	160,243	130,000	130,000

歴史文化財団提出資料より監査人作成

(d) 東京都美術館

令和5年度収支の予算実績対比は、表D-1-1-8のとおりである。

受託事業は、経常収益がおおむね予算どおりの計上となつていて一方で、経常費用の実績が予算比で減少となり、当期経常増減額の実績は予算を上回つていて

自主事業は、当期経常増減額の赤字が予算比で減少している。これは、自主事業の収入に関連する達成目標は「観覧者数」であるが、観覧者数の目標値と予算・実績の推移は表D-1-1-9のとおりであり、予算値は850,000人であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して予算の算定基礎とした観覧者数は550,000人としていたところ、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、展覧会の観覧者数の実績が予算を大きく上回つたことによる。

収益事業は、経常収益の実績が予算を上回つていて、また、自主事業の結果もあり、他会計振替額も減少している。

表D-1-1-8 東京都美術館 令和5年度収支 予算実績対比

(単位:千円)

受託事業		自主事業		
	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	331,070	387,219	△ 56,149	15,869
実績	450,796	214,174	236,622	—
差異	119,726	△ 173,045	292,771	△ 15,869

(単位:千円)

・受託事業

(単位:千円)

受託事業		自主事業		
	経常収益	経常費用	当期経常増減額	他会計振替額
予算	40,500	13,485	27,015	△ 15,869
実績	66,395	14,325	52,070	—
差異	25,895	840	25,055	15,869

(単位:千円)

・自主事業

(単位:千円)

・収益事業

(単位:千円)

・収益事業	経常収益	経常費用	当期経常増減額	格會計振替額
予算	97,583	26,024	71,559	△ 42,935
実績	170,777	35,313	135,464	△ 15,612
差異	73,194	9,289	63,905	27,323

歴史文化財団提出資料より監査人作成

表D-1-1-9 東京都美術館 観覧者数

(単位:人)

達成目標	目標値	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		予算	実績	予算	実績		
観覧者数	(令和6年度以降 700,000)	850,000	550,000	643,683	550,000	921,379	700,000

歴史文化財団提出資料より監査人作成

(e) 東京都庭園美術館

令和5年度収支の予算実績対比は、表D-1-2-0のとおりである。

受託事業は、経常収益の実績は予算比で増加、経常費用の実績は予算比で減少となり、当期経常増減額は予算ではゼロであったが、黒字となっている。

自主事業は、当期経常増減額の赤字が予算比で減少している。これは、自主事業の収入に関連する達成目標は「観覧者数」であるが、観覧者数の目標値と予算・実績の推移は表D-1-2-1のとおりであり、令和4年度及び令和5年度の予算では、新型コロナウイルス感染症の影響による観覧者数の減少を見込み目標値から変更を行っていたところ、令和5年度の観覧者数の実績が予算を大きく上回ったことで、経常収益の実績値が予算値を上回る結果となつたことによる。また、経常費用が予算比で減少となつたことも寄与している。収益事業は、自主事業の結果もあり、他会計振替額が減少している。

表D-1-2-0 東京都庭園美術館 令和5年度収支 予算実績対比
・受託事業

(単位:千円)

	経常収益	経常費用	当期経常増減額	格會計振替額
予算	557,213	557,213	0	0
実績	563,438	545,421	18,017	0
差異	6,225	△ 11,792	18,017	0

・自主事業

(単位:千円)

・自主事業	経常収益	経常費用	当期経常増減額	格會計振替額
予算	127,910	217,369	△ 89,459	22,772
実績	142,337	174,392	△ 32,055	3,861
差異	14,427	△ 42,977	57,404	△ 18,911

歴史文化財団提出資料より監査人作成

表D-1-2-1 東京都庭園美術館 観覧者数

(単位:人)

達成目標	目標値	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		予算	実績	予算	実績		
観覧者数	企画展 建物公開	145,000	101,500	119,240	96,000	121,899	145,000

歴史文化財団提出資料より監査人作成

(イ) 公益目的事業会計の収支相償

公益法人は、公益目的事業を行うに当たり、当該事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないという収支相償が求められ、損益計算書(正味財産増減計算書)における公益目的事業会計の収益が費用を上回らないように法人経営を行うことが基本となる。収益が費用を上回り黒字となる場合には、特定費用準備資金への積立てを行うことにより収支相償を達成することはできる。特定費用準備資金への積立ては、公益法人において認められている取扱いであり、黒字の結果として増加する正味財産を財源とするものである。

例えば、歴史文化財団では、令和5年度において単年度に収支相償となるように予算を策定していたが、実績は経常収益が経常費用を上回り黒字となっている。この要因の一つは、東京都現代美術館において予算の策定の前提とした展示会の観覧者数の目標値に対し、実績の集客が上回ったことが考えられる。このように予算上は単年度で収支相償を図る一方、実績の収支が黒字となり正味財産が増加する場合、歴史文化財団はその正味財産を財源として特定費用準備資金を積み立て収支相償の達成を図っているが、結果として、法人内に正味財産が積